

1 3. 自動継続変動金利定期預金規定

—複利型・個人—

第1条（自動継続）

- （１）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （２）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。２．および３．（１）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第3条（利息）

- （１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（前記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記１．（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- （２）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金

の利率によって計算します。

(3) この預金を第4条により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条（規定の準用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金等共通規定」が適用されるものとします。

以上